

株主のみなさまへ

第 86 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「会社の支配に関する基本方針」	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
連結計算書類の「連結注記表」	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
計算書類の「個別注記表」	・・・・・・・・・・・・・・・・	14 頁

日本コンクリート工業株式会社
(証券コード 5269)

以下に表示しております上記各書類の内容は、第 86 回定時株主総会招集ご通知に際して、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ncic.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに対して書面により提供したものとみなされる情報です。

会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針を次のとおり定めております。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、②上記①の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、③当社グループおよび当社の製造技術・施工技術の供与先で構成する NC グループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、④仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係ならびに上記①および②の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和 26 年に「NC 式」鋼線コンクリートポールを発明して以来今日まで、コンクリートパイル（基礎杭）、PC-壁体（土留め製品）およびプレキャスト製品の弛まぬ研究開発を続ける一方、コンクリートパイル等の施工についても、経済性・技術的信頼性はもとより環境に優しい低騒音・低振動・低排土工法の開発に注力しており、取引先の高い信頼を得るとともに、快適なインフラの整備に貢献してまいりました。

当社は、経営理念である「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」を実践すべく、長年にわたり蓄積されたこれらの技術・ノウハウや取引先との間に築かれた強固な信頼を基盤として、高品質な製品を市場に供給し、社会・顧客のニーズに応えることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと確信しております。

かかる当社の企業価値の源泉は、具体的には、以下の点にあると考えております。

当社は、コンクリートポールの開発先駆者として現在に至るまで、継続的な製品改良と製造技術の向上により、配電線路用ポール、通信線路用ポールおよび電車線路用ポール等の高品質なポールを広く社会に供給し続け顧客から高い評価を得ております。また、コンクリートパイルの分野におきましても NCS-PC パイルの開発に始まり高強度 ONA パイル、さらには最近の ONA123 パイルに代表される超高強度パイルの開発等、常に高品質の製品開発に取り組んでまいりました。一方、杭打ち

工事を中心とした施工法においても、責任施工を基本に施工技術の開発にも積極的に取り組み、中掘工法における先駆的工法である NAKS 工法、施工精度、経済性を追求した RODEX 工法等に加え、NAKS 工法の性能をさらに高めた Hyper-NAKS II 工法や、施工管理性能を高めた Hyper-ストレート工法等の最先端の高支持力工法に至るまで、地盤改良を含めあらゆる状況に対応した施工法を提供することで社会・顧客のニーズに応えております。さらに、コンクリートパイルの製造技術を活かして、擁壁や護岸にスピーディな施工が可能となる PC-壁体を開発するなど、当社はこれらの長年にわたる地道な取り組みにより蓄積したコンクリート二次製品に関する製造・施工技術およびノウハウは、当社の企業価値を維持・向上させていくために、極めて重要であると考えております。

また、当社は、創業直後の昭和 28 年からコンクリートポールに関する製造技術を全国 9 社の製造会社は無償供与し、国内のポール需要の増加に応えるとともに NC ブランドの普及に努めてまいりました。以来、当社はこれらの会社と技術の発展、社会的貢献、需要者の利益および従業員の生活安定を目指すという共通の使命感のもと、技術交流を初め、人的、資金的交流を含めた強固な関係を形成しており、国内におけるコンクリートポール分野において圧倒的なシェアと競争力を維持しております。また、当社は上記 9 社を含む 12 社の製造会社へのコンクリートパイルの製造技術供与を通して製造および供給面での強固な協力体制を構築しております。

これら NC グループ各社との強固な関係の維持は、当社の企業価値を向上させるうえで不可欠な存在となっております。

上記の企業価値の源泉を十分理解し、長期的視点にたった継続的な経営資源の投入や、独自技術の開発がこれらを着実に強化させていくことにつながり、ステークホルダーからの信頼を高め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと考えております。

2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上のための取組みについて

当社は、2015 年 5 月策定の「2015 年中期経営計画大綱」において「挑戦心とスピードを備えたグループ力で、企業価値の向上を図ろう」を基本方針として、企業価値向上に向け種々の諸施策に取り組んでおります。本計画では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックをターニングポイントと捉え、今後期待される需要を着実かつ最大限に取り込むとともに、中長期的な視点に立った諸施策を積極的に推進することとし、具体的に 3 つの「コア事業の強化」と、2 つの「育成事業の事業化」を両軸として取り組んでまいります。

① コア事業の強化

当社の主力製品であるコンクリートポール、コンクリートパイルおよび PC-壁体・RC セグメント等土木製品のコア事業については、技術開発のさらなる強化を図り、製品・工法の競争力を高めるとともに、グループ会社との連携や異業種を含めた他社とのアライアンスを推進し、市場および事業領域の拡大を図ってまいります。

② 育成事業の事業化

当社は長年培った技術・ノウハウを活かすとともに、経営資源の有効活用を図り、ポールリサイクル・PAdeCS の事業化推進、ポアセル事業の拡大および太陽光発電等社有地の有効活用による「環境の日コン」の具現化と、ミャンマープロジェクトの成功による「グローバル化の推進」を図るべく、環境エネルギー事業と海外事業を強化し、上記コア事業と並ぶ収益の柱にしてまいります。

③ 「2015 年中期経営計画大綱」の目標達成のための体制づくり

「2015 年中期経営計画大綱」各事業における責任体制を明確にしたうえで、業務遂行にあたりるとともに、透明・公正・迅速・果敢な意思決定を行うために、当

社では業績連動型の役員報酬制度を導入しております。また、経営理念である「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」を実現するため、社会やいろいろな関係者と協調しながら、グループで働く一人ひとりが歩むべき道筋として「NC-WAY」を定め、従業員全員に周知徹底を図っております。

3) コーポレートガバナンスの強化

当社は平成 27 年 12 月に、株主のみなさまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるとともに、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を実現するために、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定いたしました。

この基本方針に従い、2013 年に定めた経営理念および行動理念のもと、株主が有する権利が十分に確保され平等性が保たれるよう、定款および関連規程の整備を行うとともに、株主以外のステークホルダー、即ち従業員、お客さま、取引先、社会・地域のみなさまと良好かつ円滑な関係の維持に努めるよう取り組んでおります。

また、取締役および取締役会、監査役および監査役会の責務と役割を明確に定めるとともに、取締役および監査役候補者の指名方針、手続きを定め、特に独立社外取締役・独立社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立性基準に加えて当社独自の基準を満たす者を候補者としております。さらに取締役・監査役に対しては、その役割・責務を適切に果たせるよう、就任時およびその後も必要に応じ、トレーニングの機会を提供しております。取締役の報酬については、独立社外取締役および独立社外監査役と代表取締役からなる報酬諮問委員会での審議を行い、業績連動報酬や、信託を利用した自社株付与制度も加えるなど、中長期的な業績向上意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めるようにしております。

当社は、以上のような取組みによりコーポレートガバナンスの強化を図ることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 85 回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本プランは、当社株券等の 20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判

断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

④ 上記②および③の取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

上記②の取組みは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための具体的施策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。また、上記③の取組みは以下の理由により基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(a) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として継続されるものです。

(b) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針（以下「指針」といいます。）の定める三原則（(ア) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、(イ) 事前開示・株主意思の原則、(ウ) 必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえて運用することが可能なものとなっております。

(c) 株主意思の重視

本プランは、株主のみなさまの意思を反映させるため、本定時株主総会において、当社定款第 16 条の規定に基づく当社取締役会への委任に関する議案が株主のみなさまに承認されることを条件として継続されます。

さらに、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権無償割当て決議を行うことができることとしております。

加えて、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨又は本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

(d) 独立性のある社外取締役等の判断の重視および第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように

設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社
連結子会社の名称 NC 関東パイル製造㈱、NC セグメント㈱、NC 西日本パイル製造㈱、NC プレコン㈱、NC 貝原パイル製造㈱、NC 四国コンクリート工業㈱、NC 九州パイル製造㈱、NC 日混工業㈱、NC 工基㈱、NC ロジスティックス㈱、NC マネジメントサービス㈱、NC 貝原コンクリート㈱、NC 東日本コンクリート工業㈱、NC 中日本コンクリート工業㈱、NC 中部パイル製造㈱、NC 九州㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称 NCユニオン興産㈱、NC&MaGa Co., Ltd
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 4社
主要な会社の名称 九州高圧コンクリート工業㈱、中国高圧コンクリート工業㈱、北海道コンクリート工業㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称
日本海コンクリート工業㈱、NCユニオン興産㈱、NC&MaGa Co., Ltd
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

4. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社等の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

商品及び製品・原材料
及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

主として個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15年～50年
機械装置及び運搬具	6年～9年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定 額 法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事に係る損失に備えるため、当連結会計年度末未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(7) 工事売上高及び工事売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微です。

(表示方法の変更に関する注記)

当社の賃貸用不動産について、従来、不動産賃貸収入は営業外収益、不動産賃貸原価は営業外費用、賃貸用不動産は投資その他の資産に計上していましたが、当連結会計年度から売上高、売上原価及び有形固定資産に計上する方法に変更しております。

この変更は、環境エネルギー事業部不動産事業・ソーラーグループを新設し、社有地の有効活用による不動産事業、太陽光発電事業を重要な収益基盤として位置づけたこと、新規賃貸を開始したこと、さらに主要なソーラー発電設備を当連結会計年度から稼働したことにより、太陽光発電事業と併せ不動産賃貸事業を営業目的の事業として適切に管理することが経営上重要な課題であると考え、経営成績をより適正に表すために行ったものであります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券

6,026,484千円

担保に係る債務

短期借入金

300,000千円

一年内返済予定の長期借入金

975,400千円

一年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）

70,000千円

社債（銀行保証付無担保社債）

50,000千円

長期借入金

2,434,600千円

計

3,830,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

43,200,344千円

3. 偶発債務

(1) 債権流動化による受取手形の譲渡高（680,932千円）のうち遡求義務として170,233千円の支払いが留保されており、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) 三重県がフジタ・日本土建・アイケーディー特定建設工事共同企業体（JV）に発注し、当社が本JVから請け負った工事名「中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事」において、クレーム処理が生じたため工事が一時中断しました。現在、本JVに生じた損失について、当社及び本JVの負担額に関し協議を継続しておりますが、両者の損失負担額に関する合意書が締結されるまで、本JV代表者である株式会社フジタより、同社に対する当社の他物件に係る売掛債権（157,536千円）の支払いが留保されています。

当社は、当該工事において発生すると見込まれる当社の損失額を、工事損失引当金として計上しておりますが、合意の内容次第では上記他物件の売掛債権（157,536千円）の一部が相殺され、回収できない可能性があります。

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,760,761千円

5. 当社は運転資金の効率的な資金調達を行うため(株)みずほ銀行、(株)三菱東京UFJ銀行及び(株)三井住友銀行と当座貸越契約を、また(株)みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額、コミットメントラインの総額	3,500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,500,000千円

6. 財務制限条項

(1) 平成23年7月29日（電子債権買取(同)）締結の電子債権売買契約に下記の条項が付されております。

- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財務諸表の「純資産の部」の金額が、前年同期比の「純資産の部」の金額の75%未満又は171億円未満とならないこと。
- ・各年度の決算期における連結経常利益が、平成23年3月以降の決算期につき2期連続で赤字とならないこと。

(2) 平成25年9月24日（(株)三菱東京UFJ銀行）締結の電子記録債権利用契約（支払企業用）に下記の条項が付されております。

- ・各年度の決算期末における連結の損益計算書上の経常損益が、本覚書差入日以降に到来する決算期（平成26年3月期以降）において2期連続で赤字とならないこと。
- ・各年度の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額が、当該決算期直前の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額の75%を下回らないこと。

(3) 平成28年3月31日（(株)みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。

- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上かつ250億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成28年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(4) 平成29年3月28日（(株)三菱東京UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。

- ・各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

57,777,432株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月27日 取締役会	普通株式	201,805	3.50	平成28年3月31日	平成28年6月14日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	172,976	3.00	平成28年9月30日	平成28年11月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成29年5月29日開催の取締役会において次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月29日 取締役会	普通株式	172,976	利益剰余金	3.00	平成29年3月31日	平成29年6月13日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規定」に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは「市場リスク管理規程」に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	3,895,881	3,895,881	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,815,009	8,815,009	—
(3) 投資有価証券	8,500,423	8,500,423	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,101,197)	(4,101,197)	—
(5) 電子記録債務	(6,132,764)	(6,132,764)	—
(6) 短期借入金	(1,900,000)	(1,900,000)	—
(7) 社債	(260,000)	(260,705)	△705
(8) 長期借入金	(6,142,500)	(6,150,697)	△8,197
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債、並びに(8) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

通貨スワップ及び金利スワップの振当処理によるもの、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

(注) 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額 357,232千円）、非連結子会社及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額 5,215,366千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県において老人介護施設（土地を含む）、茨城県その他の地域において、賃貸用工場等（土地を含む）を有しております。平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は125,669千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,247,681	△62,066	2,185,615	2,654,226

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費（36,659千円）であります。

3 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 602円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 20円81銭 |

個別注記表

1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～50年

機械及び装置 6年～9年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
i 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ⑤ 工事損失引当金 受注工事に係る損失に備えるため、当期末未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。
- ⑥ 関係会社投資損失引当金 関係会社株式に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性等を勘案して必要額を計上しております。

(6) 工事売上高及び工事売上原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微です。

(表示方法の変更に関する注記)

当社の賃貸用不動産について、従来、不動産賃貸収入は営業外収益、不動産賃貸原価は営業外費用、賃貸用不動産は投資その他の資産に計上しておりましたが、当事業年度から売上高、売上原価及び有形固定資産に計上する方法に変更しております。

この変更は、環境エネルギー事業部不動産事業・ソーラーグループを新設し、社有地の有効活用による不動産事業、太陽光発電事業を重要な収益基盤として位置づけたこと、新規賃貸を開始したこと、さらに主要なソーラー発電設備を当事業年度から稼動したことにより、太陽光発電事業と併せ不動産賃貸事業を営業目的の事業として適切に管理することが経営上重要な課題であると考え、経営成績をより適正に表すために行ったものであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券 6,026,484千円

担保に係る債務

短期借入金 1,275,400千円

一年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債） 70,000千円

社債（銀行保証付無担保社債） 50,000千円

長期借入金 2,434,600千円

計 3,830,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

36,720,733千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

NC東日本コンクリート工業㈱ 141,221千円

NC中日本コンクリート工業㈱ 17,580千円

NC中部パイル製造㈱ 38,236千円

NC工基㈱ 19,700千円

NCセグメント㈱ 93,290千円

計 310,028千円

4. 偶発債務

(1) 債権流動化による受取手形の譲渡高（680,932千円）のうち遡求義務として170,233千円の支払いが留保されております。

(2) 三重県がフジタ・日本土建・アイケーディー特定建設工事共同企業体（JV）に発注し、当社が本JVから請け負った工事名「中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事」において、クレーム処理が生じたため工事が一時中断しました。現在、本JVに生じた損失について、当社及び本JVの負担額に関し協議を継続しておりますが、両者の損失負担額に関する合意書が締結されるまで、本JV代表者である株式会社フジタより、同社に対する当社の他物件に係る売掛債権（157,536千円）の支払いが留保されています。

当社は、当該工事において発生すると見込まれる当社の損失額を、工事損失引当金として計上しておりますが、合意の内容次第では上記他物件の売掛債権（157,536千円）の一部が相殺され、回収できない可能性があります。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 3,152,750千円

短期金銭債務 4,865,288千円

6. 取締役、監査役に対する金銭債務

長期金銭債務 11,470千円

7. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,760,761千円

8. 当社は運転資金の効率的な資金調達を行うため(株)みずほ銀行、(株)三菱東京UFJ銀行及び(株)三井住友銀行と当座貸越契約を、また(株)みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額、コミットメントラインの総額	3,500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,500,000千円

9. 財務制限条項

- (1) 平成23年7月29日（電子債権買取(同)）締結の電子債権売買契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財務諸表の「純資産の部」の金額が、前年同期比の「純資産の部」の金額の75%未満又は171億円未満とならないこと。
 - ・各年度の決算期における連結経常利益が、平成23年3月以降の決算期につき2期連続で赤字とならないこと。
- (2) 平成25年9月24日（(株)三菱東京UFJ銀行）締結の電子記録債権利用契約（支払企業用）に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期末における連結の損益計算書上の経常損益が、本覚書差入日以降に到来する決算期（平成26年3月期以降）において2期連続で赤字とならないこと。
 - ・各年度の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額が、当該決算期直前の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額の75%を下回らないこと。
- (3) 平成28年3月31日（(株)みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上かつ250億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成28年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。
- (4) 平成29年3月28日（(株)三菱東京UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	22,159,285千円
売上高	2,038,373千円
仕入高	20,037,225千円
その他	83,685千円
営業取引以外の取引高	1,232,288千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	258,571株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	千円
(流動の部)	
繰延税金資産	
賞与引当金	51,008
たな卸資産評価損	20,585
工事損失引当金	55,659
未払事業税等	19,130
その他	13,445
繰延税金資産合計	<u>159,830</u>
(固定の部)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	351,118
投資有価証券評価損	357,540
退職給付信託	312,247
減価償却超過額	74,017
土地評価損	94,043
投資損失引当金	63,281
その他	35,098
繰延税金資産小計	<u>1,287,347</u>
評価性引当額	<u>△1,032,517</u>
繰延税金資産合計	254,829
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,013,759
固定資産圧縮積立金	△119,633
前払年金費用	△441,563
繰延税金負債合計	<u>△2,574,956</u>
繰延税金負債(△)の純額	<u>△2,320,126</u>
再評価に係る繰延税金負債	
土地	<u>△2,410,926</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	%
法定実効税率	30.8
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6
住民税均等割	1.9
役員賞与引当金	1.0
評価性引当額の増減	7.9
その他	△2.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.7</u>

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。

また、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金または退職一時金を支払う場合があります。

なお、退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	985,277千円
勤務費用	52,629千円
利息費用	8,867千円
数理計算上の差異の発生額	26,343千円
退職給付の支払額	△117,162千円
退職給付債務の期末残高	955,955千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	3,237,049千円
期待運用収益	26,000千円
数理計算上の差異の発生額	△150,559千円
年金資産の期末残高	3,112,490千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金資産の調整表

	当事業年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	955,955千円
年金資産	△3,112,490千円
未積立退職給付債務	955,955千円
未認識数理計算上の差異	711,870千円
未認識過去勤務債務	0千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,444,664千円
前払年金費用	1,444,664千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,444,664千円

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	52,629千円
利息費用	8,867千円
期待運用収益	△26,000千円
数理計算上の差異の費用処理額	9,395千円
過去勤務費用の費用処理額	△39,793千円
確定給付制度に係る退職給付費用	5,099千円

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成29年3月31日)
株式	81%
現金及び預金	18%
その他	1%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (平成29年3月31日)
割引率	0.9%
長期期待運用収益率	0.8%
昇給率	2.0%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NCマネジメントサービス(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付	資金の貸付	71,000	短期貸付金	568,796
				資金の回収	73,296	長期貸付金	574,313
				利息の受取	14,202	—	
	NC東日本コンクリート工業(株)	(所有) 直接 100.0	商品購入 生産設備貸与	商品購入	6,176,068	支払手形	32,330
				賃料の受取	328,385	電子記録債務 買掛金	244,030 641,136
	NCセグメント(株)	(所有) 直接 100.0	商品購入 生産設備貸与	商品購入	3,501,612	電子記録債務 買掛金	197,270 423,134
賃料の受取				313,412	未収入金	38,297	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 生産設備の賃貸料については、設備の減価償却額、租税公課並びに近隣の地代等を勘案して決定しております。
3. 商品の取引価格については、市場価格を勘案して決定しております。
4. 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、期末残高は消費税等を含んでおります。
5. 子会社への貸付金及び売掛金に対し1,126,485千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において158,477千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 463円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 9円84銭 |